

安田元久編

初期封建制の研究

上横手雅敬

安田元久氏の北海道大学文学部在任中、氏を中心として研究と討論を進めて来た中世史研究グループは、さきに昭和三十五年、その成果として『日本封建制成立の諸前提』を世に問い、学界の注目を受けた。今回刊行された『初期封建制の研究』は、その後をうけた第二の論集であり、筆者も同グループの真摯な討議を想像しつつ、興味深く読了した。今回の論集は、安田氏以下七氏の論稿を収めているが、以下その内容を紹介し、若干の感想をも申し述べたい。

先ず福田豊彦「第二次封建関係の形成過程―豊後国における大友氏の主従制を中心として―」は巻頭を飾るにふさわしい雄篇である。最初に氏は主として、源平争乱期に緒方惟義の率いた武士団を検討し、それが(1)国衙機構を通じて結果された武士を主とし、(2)私的武士団は家父長制的原理によって結果される近親と郎従に限定されていたとし、他に補助的なものとして(3)同盟関係によって結果された同族・近隣の武士をあげる。次に鎌倉時代、豊後に入部した大友氏が主従関係を生み出す要素として、(4)公武両政權の現地最高責任者としての職権、(5)養子縁組関係の設定によって

拡大される同族集団に及ぼす始原的家督権、(6)新恩・寄進・買得等で拡大された所領における処分・宛行権を含めた支配権をあげ、鎌倉末・南北朝期における三者の融合が、大友氏と在地領主との間に主従関係を形成させたとし、所領給与を媒介とする封建的主従関係の源泉としてとくに(6)を重視する。次に大友嫡家と一族庶子家との関係をとりあげ、惣領制に関する新見解を述べている。即ち元來惣領とは、国衙・庄園領主から年貢・公事納入責任者と

做されていた領主の支配を示す用語である。鎌倉幕府は関東公事を惣領の催促によって納入させたが、惣領は公事納入の責任者で、その下の寄子(一族とは限らぬ故に庶子の名はふさわしくないとして、福田氏は寄子の称を用いる)との関係は、所領上の物的関係に過ぎず、嫡家と別箇の所領を有する庶子家には、嫡家の惣領権が及ばなかったとする。しかし幕府の惣領制的公事徴収法は、觀念的な同族結合を物的に裏付ける役割を果たし、家嫡も惣領の権限を通じてそれを促進した。鎌倉末期、幕府が公事徴収について、所領を基礎とする惣領制的方式から、一族結合の家嫡を基礎とする方式に転じたことは、もと別箇の概念であった家嫡と惣領を合一させ、それをやがて家督権に高めることになった。南北朝末期に室町幕府が行なった惣領職の安堵・宛行は、惣領・家嫡への軍事統率権の附与であり、庶子家被官化の決定的要因となり、また弱小武士の一揆形式による結合も、守護大友の被官化への契機を内蔵していた。南北朝末期には、大友氏の下に第二次封建関係が形成され、その基本は、(6)の所領授給を媒介とする封建関係に整序化されたとし、これを守護領国制の成立と見ている。

ここにいう第二次封建関係とは、鎌倉殿と御家人との間の封建関係ではなく、御家人とその従者との間のそれを指すが、明らかに重要な課題であるに拘らず、従来殆ど研究が行なわれておらず、その一般的形成期について、或は問題もあるかと思うが、守護領国制という一応の結論を得たことは、本稿の功績である。また平安末から南北朝末に至る長い期間が、大きな構想と綿密な論証でとりあげられており、守護領国制形成の論文として見ても、視角の斬新さが注目される。唯、大友氏における主従関係形成の契機として三つの権限をあげ、各々の長短を論じた中で、(一)の職権の限界として、国を越えての動員が困難だとする点は如何であろうか。相模大友郷や肥後鹿子木庄に職権が及ばぬ(三一頁)のは自明であろうが、それでは(二)、(三)或は最終的な守護領国制のどれが実質的にこの限界を克服したであろうか。福田氏の指摘は誤りではないが、この点こそが職権の限界の特色だとは思えないのである。確かに或る意味では、(二)の族的支配権がこの点を克服し得たと想定しても、氏の惣領制論からは、反って否定的な解答が生れると思うのである。なお惣領制については、他に鈴木氏の論稿があり、論旨に共通点も少なくないから、後述に譲る。

次に川島正彬「東寺領荘園における支配と在地構造——備中国新見庄のばあい——」は、鎌倉末・南北朝期における東寺の農民支配を、新見庄の文永八年、建武元年の土地台帳に基づき考察したものである。当庄の農民は、代官の名主(三職)・庄官・名主(A)直接の農業経営から遊離した地主の名主層、(B)直接の農業経営を行なう(1)自名耕作名主層、(2)自名及び他名耕作名主層・作人的百姓・下人の四階

層に分たれる。東寺の支配には、農業経営から遊離した名主よりも、作人的百姓を直接把握する面と、旧来の名体制を維持する面とがあり、それは名体制から直接生産者把握体制への過渡的段階に位置付けられ、また名支配体制を行なう一方、部分的ながら農民の村落結合に基礎をおき、地縁的「村落」を収取機構に編入したとし、東寺支配の方向を東寺―庄官(三職)―村落―直接的農業経営者の形で図式化している。

杉山博氏の論文をはじめ、新見庄の研究が多く、川島氏がそのユニークな見解を述べていくには、若干の障害があったようで、とくに分析の基礎となる農民の身分構成が、ほとんど永原慶二氏の類型に依存している点など、やや物足りぬ面がある。尤も小農民の出現について、「旧名の分割」による耕作地の分割経営とやらんで、新田造成を強調したり、或は杉山氏の「当名主体制」を批判する等、興味深い指摘も見られるが、それらが部分的な、遠慮勝ちな批判に留まっているのは残念であり、これらの点につき一層の展開を期待したい。なお土地台帳の分析について、「農民の動きに対応して荘園領主がとった消極的意味をもつもの」、「荘園領主が積極的に在地支配を強化しようとする意味をもつもの」を区別し、この場合、前者にあたるものとして如何であろうか。両者が機械的に区別できぬのは当然として、機械的でなくとも、このような区別が可能であり、有意義であろうか。

次に小林宏「石見国益田氏の領主制について」は、鎌倉時代の地頭領主が南北朝内乱の中で、如何なる領主制を展開していったかを、石見の益田氏について述べている。源平内乱期の益田氏は、

在序の指揮者として、石見一國に広大な所領をもち、東國の豪族的領主にも似た性格を備え、石見押領使として源頼朝方に掌握された。鎌倉時代を通じ、益田氏は教箇の有力庶子家分出し、それぞれ要地に本拠を構えて領主制を展開したが、その領主制は血縁的、同族的な惣領制を主軸としており、非血縁を含めた広範な性格のものではなかった。ただ山野支配権、用水管理権等、共同的諸機能の把握による封建的領主制の形成は進んでいたと見られる。南北朝内乱初期には、弱小庶子家の独立の動きも見られたが、内乱の終熄とともに惣領家を中心とする強力な結合体が形成され、とくに益田本宗家では、領内農民に対する給恩地宛行を媒介とする封建的主従関係が成立し、この主従制を中心とする統制秩序が確立された。しかし益田本宗家でも、有力庶子家でも、領主層間の連帯結合は弱く、一國的、地域的封建制を展開する動きはなかったとしている。

益田氏の如き大領主が出現した先進地帯における辺境（二八頁）での、國人領主制形成の一例として、またその下にどのようなにして封建的主従関係が形成されたかなど、興味を持たれた。小林氏によれば、益田氏のような國人層の動向が守護領国制の形成を左右するのであり、本稿は守護領国制展開の条件の検討という問題意識をもっている。当然小林氏も約束した守護領国制の究明が必須であるというのが、本稿を讀みつつ常に抱いた感想であった。ところで、国衙の把握が守護領国制展開の条件だとされ、石見では守護が国衙を把握する条件を欠き、守護と在地勢力との関係が弱体だったという。守護と国衙との関係が、この國での守護

領国制究明の重要な点であろうし、是非検討願いたい点である。守護が国衙を把握できなかったのは、益田氏が国衙や守護に密接な関係をもち、外部勢力の入り部が困難だった為だが、益田氏の国衙・守護との親近性の証明には、推測が少なくない。この点は史料の制約としてやむを得ないが、一四五頁に引用された貞応二年の檢注帳（大田文）の解釈には疑問がのこる。「於公郷分者、去建保六年檢注田數注進之、為守護所之沙汰、先進文書田數付也」の記述によって、建保六年守護所の檢注帳があり、国衙の機能が守護所に吸収されているのに、貞応二年の檢注帳が在国司以下によって提出されたのを疑問としている。しかし建保六年の檢注主体も国衙在序であり、守護所の沙汰として文書を注進したまでである。史料解釈のこの誤解は些細な点ではなく、小林氏の益田氏「守護」在国司説の重要な論拠となっているのであるから、とくに一言しておきたい。

越野孝「薩摩地方における郡司層と名主層」は、鎌倉時代の薩摩における伝統的地領主層を郡司層（郡司を冠称）と名主層（郡司の冠称なく単に名主として存在）に分ち、各々の領主権の内容を考察する。郡司層には律令以来の郡司が職権を擬子として領主化した場合と、開発領主が郡司職を獲得した場合とがあり、後者は開発によって土豪化した者が、国衙の收取体制の変質につれて、倉院を中心に旧来の郡司と支配領域を分ち、郡司の所管をはなれ、國家の権力体系に組織されたものである。一方名主層の有する名主は、郡司領有権の内部に開発によって成立した別納の名で、名主は郡司の徴集権から独立して、直接国衙によって掌握されたもの

であり、名主の中には在庁職を獲得して在庁化したものもある。

郡司層と名主層との領主権には差異があり、前者は職権として与えられた勅農権、裁判権を有し、郡領全体に権限が及んだに反し、後者は裁判権をもたず、勅農権にも制約があり、その名内にも郡司の勅農・裁判権が行使された。郡司・名主の争いは、名主層を国衙・守護・惣地頭等に結び付け、その解決は、島津氏の守護・大名化、在地領主層の被官化という地域的封建体制樹立への方向をとったとしている。

領主制成立における公権の意義を考える上にも貴重な研究であり、また律令制郡司における勅農権と下級裁判権との関係を表裏一体とする見方は、郡司の性格を理解する上に有益であった。論旨も極めて明解であるが、その明解さが反って若干の疑問を留める。郡司層、名主層といわれるものが、例えば名主の在庁化も指摘されているように、郡司なり名主なりの単一な性格だけで、説明しきれぬかどうかという点である。とくに郡司の勅農権が国家権力の媒介によるもの、名主のそれが私権に発するものとされるが、そのように峻別できるかどうかである。越野氏のいう郡司層が、本来の律令以来の郡司のみでなく、国衙による把握の契機において、郡司と名主に共通性があるだけに、この点に問題があると思うのである。

佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論―摂関家家司について―」は、家司制の源流から筆を起し、藤原道長の時代における摂関家家司の成立とその性格に重点を置いている。家司とは、家政機関の総称の他に、広義には家府職員すべてを、狭義には政

所職員、最狭義には政所別当を指す。大饗亮氏は、十一世紀初頭において家令組織（令制職員のみ）↓家司組織（私的設置職員のみ）の変化が見られるというが、このような完全な転化はあり得ず、むしろ令制職員と私的職員の混在こそ家司組織である。その意味での家令組織↓家司組織の変化は、平安初期における諸家政所拡充の時期であり、それは家令制における私的関係が強められ、それを中心的要素として家司制（政所職員）が成立した時期である。

以後道長時代までは、家司制が令制職員を中核とする構造から、私的設置職員を中核とする構造に変質する時期で、道長時代にその変質が完成、政所別当を頂点とする新職員構造が確立した。次に道長時代を中心に、全盛期摂関家家司の性格を考えると、彼らは受領生活による豊かな経済力、または太政官機構内の文書処理能力を保持し、その受領功注入、特殊能力提供の反対給付として摂関家から官職位階を給与される。摂関家と家司との結合は、公私混溶的、物質的、双務的で、情誼的、道義的ではなく、摂関家が弱体化すると、家司の主要なもの、院に転じる。なお摂関家政所家司は、政局を円滑に運営する機動力にはなっているが、「摂関家政所が政治の中心であり、家司が弁・史官に相当する機能を果たす」いわゆる摂関家政所政治なる執政形態は存在しなかったと述べている。

本稿は綿密な制度史的研究であり、むしろ個々の考証に興味深く有益な点が多いが、そのディテイルを細叙する暇はない。唯封建的主従制の成立を考える上に重要でありながら、研究の乏しかった家司制の研究が具体化されたこと、摂関政治、院政と受領の

問題が深められ、説得的な結論に近付いたこと等は有意義であろう。しかし撰関家司に関する叙述が、良房ではじめられているのは如何であろうか。佐藤氏の家司制に関する図式からいえば、藤原氏においても平安初期（良房を含みそれ以前）が重要な画期であるし、撰関政治の成立については、良房の摂政就任よりも、実頼以後の撰関常置の方が意義が大きいと思う。そして本稿は、むしろ今後解決さるべき多くの課題と素材を提供したといえるのである。論題より見ても、佐藤氏の問題意識は封建的主従制の源流探求にあるが、その目的はなお達成されていない。今一つは政所政治の存在否定だが、その場合、太政官機構内の文書処理能力保持者が、撰関家司として重んぜられた理由が明らかにされねばならない。問題が撰関政治の公的側面と私的側面との兼ね合いにあることは明瞭だが、解決は容易なことではあるまい。

鈴木英雄「家督と惣領に関する覚書」は、先ず家督の軍事統率権は、公法的軍事指揮権（国衙機能等の政治的地位、御家人としての地位）及び一族所領に対する惣領主権によって保障され、一族結合の血縁的倫理意識に支えられて成立するもので、それは家督固有の権限ではないとする。次に惣領の語源を考察し、幕府成立以前は、荘園制的收納の面における地域的な年貢公事徴収責任者だったとする（庄郷惣領）。従って惣庶の所領が庄郷を異にすれば、惣領の統制は及ばず、血縁性は地縁性の内部に包括されていた。

評
この庄郷惣領は鎌倉時代にも継続するが、他に幕府に対する御家人役勤仕の關係として、新しい惣領が現われる。御家人役は御家人への人別賦課であり、一族間の族制に依存する收納關係であっ

て、この新しい惣領を父祖跡惣領とよんでいる。この場合、惣領の公事徴収権は、幕府の一方的決定による設定と、本主（父祖）による族的的附与という両面から創出されるとしている。

惣領制研究の一問題点が、惣領（制）概念の混乱にある時、この種の整理は確かに有益である。本稿は、先の福田氏の論文の一部と共通する面もあり、福田説と併せてここでとりあげたい。福田氏も鈴木氏も、概念の混乱を避けるために中田薫氏の古典概念に戻れといい、中田説の特色を「封建的義務勤仕の体制」として理解する。然し「一の所領を数子に分配したるに拘わらず、封主に對する所當公事勤仕の關係に於ては、不分の一体と看做し、その大部分の知行者たる長子を以て、その全部の総領知者と看做すの制」と総領制を規定する中田氏において、血縁的族制は封的義務と同等の比重を与えられており、私自身も亦単に族制の面からのみ惣領制を理解したのではなかった。そして学説史的にいつて特に両氏に求めたいのは、研究史上大きな位置を占めて来た松本新八郎、豊田武氏らの学説に對する態度を明らかにすることである。これらの説に對する両氏の立場を想像することは困難ではないが、それが明示されぬ限り、研究の混乱の最終的解決には到達しえぬであろう。

ところで公事勤仕の立場からの惣領把握は、史料的に見ても明らかに正しい。族制の面からの論者が、いささかもて余し気味だった惣領主、惣地頭も決して異例の存在でなかったのである。しかし、庄郷惣領→父祖跡惣領の図式が与えられ、且つ前者の一般的存在が論ぜられるとき、庄園制に関する常識的理解において、そ

れを支配機構内のどこに位置付けるべきか困惑する。その処理は本名体制以上に困難である。さてこの問題は、鈴木氏の語源的考察に關係するが、平安時代の動詞「惣領」が土地知行上の用語として限定されていたか否かは疑わしい。その初見とされる治安三年兼清解文の「称宮寺可惣領之由」は、鈴木氏の場合、句読の付け方から見て「宮寺と称し惣領すべきの由」と読解し、惣領の対象を土地と考えているようだが(二九九頁)、実は「宮寺惣領すべきの由を称し」であつて、惣領の対象は土地でなく宮寺である。

惣領が土地知行に關して多用されているかに見えるのは、土地關係史料が多数残存していることから来る偶然であり、私は惣領が土地・族制などの特定対象とは結び付かぬ、単なる「惣へ領ある」義だと解している。また熊谷家文書正安二年関東下知状を通じ、庄郷惣領と父祖跡惣領の關係をとりあげている(三〇二頁)が、この庄郷惣領は、鶴岡八幡宮に対する年貢弁進の關係での惣領であり、幕府とは無關係なることを確認しておきたい。それ故この史料に基づき、幕府が庄郷惣領を主張する側を偶々勝訴としたという理由で、幕府の政策が同族的規制を否定し、地域毎に同族団をまとめようとしていたとする豊田氏の最近の見解(「惣領制と幕府法」『文化』二八一)は成立たないであらう。なお史料解釈の点では、建長二年の造閑院殿雜掌目録に關して、鈴木氏は某跡形式の賦課を検討し、河越氏の例によつて、建長二年当時の前代の父祖を某跡としていと述べている(三〇五頁)。しかし普通名詞にも近い河越次郎、同三郎等の名称で、特定の人物を決定するのは困難であり、全体として見れば、鎌倉初期の人物を某跡としたと見

るべきでないか。その他、父祖跡惣領の成立時期、福田・鈴木両氏の寄子の把握の相違など、お聞きしたい点もあるが、長文になると、私の理解不足を恐れ省略する。

ただ言い古しのむし返しになるが、鈴木氏の大前提たる家督・軍事統率権、惣領・公事徴収権は果してこれでもいいのだろうか。家督と惣領という称呼の混同だけでなく、中田氏自身が明記しているように、両者の権限がすでに混同されているからである(『法制史論集第一巻』一一六頁)。大番役、異國警固役は公事であると共に軍役である。これを配分と統率に分つことが、現実在即して妥当かどうか疑問なきを得ないのである。大饗氏が確実な武家關係史料における家督の初見を、鎌倉末期にしか見出し得なかったのは、大饗氏とは別の意味で当然のように思えてならないのである。(大饗「中世の親族組織と封建制」『岡山大学法経学会雑誌』四二)

最後に安田元久「平家没官領について」は通常平家没官領と呼ばれる所領を(A)平家一門の所領、(B)平氏家人の所領、(C)平家与党人・謀叛人の所領に分ち、(A)の内容たる本家職・領家職を「莊領主」職とし、(B)(C)の領主権は在地領主の私的土支配権でこれを「在地領主」職と呼んでいる。次に本来の平家没官領注文は、寿永二年七月の平氏没落から翌年三月の間に成立したもので、この注文にのせられた所領こそ、正しい意味での平家没官領であり、それが莊領主職を内容とする(A)である。頼朝は原則としてそれらに地頭を設置し、また没官所々の検知、預所の補任によつて、知行・支配権を実現していった。この平家没官領の存在は、(B)(C)や、更には内乱期を通じて頼朝が行なった在地所領の没収の合法化に

影響を及ぼし、それらにも地頭が設置された。文治元年の地頭職補任勅許は、本来の平家没官領と他の没収所領との区別なく、すべての地頭補任について、国家公権による合法性を与え、頼朝は「在地領主」職を把握して行くことになったと述べている。

さて目新しい結論ではないが、いわゆる平家没官領を類別し、その本来の意義を明かにしたことは、研究の混乱を回避する上に有意義だし、結論もほぼ同調できる。ただ安田氏は文治以前には、(A)のみが地頭補任の合法性を有したという。確かに院より頼朝に手交された没官注文には(A)のみが収載されていたろうが、さりとて(B)(C)について全く権限が認められていなかったとは思えない(地頭補任権の獲得は文治元年だとしても)。(B)(C)は院側における内容掌握が不可能だっただけで、矢張没官領に属し、頼朝の管理に委ねられていたのではないか。吾妻鏡文治元年十二月六日条所収の兼実宛頼朝書状に「種直・隆直・種遠・秀遠之所領者、依_レ爲_レ没官之所、任_レ先例、可_レ置_レ沙汰人職_レ之由、雖_レ令_レ存候」とある。この所領は安田氏の分類では(C)に属するが、「没官之所」であり、沙汰人を置くことが、公武の間で当然の先例と了解されているのであり、注文中に収載の有無と、没官領としての合法性とは一応分離して考えうると思う。なお史料解釈の点で、寿永三年四月六日付の頼朝下文に見える池大納言家領十六庄のうち、八条院領十、女房領二は問題なしとして、布施・龍門・安摩・稲木の四

庄は、「有_レ由緒」と一括されているのみで、領有関係は不明である。安田氏はこれらが後白河院領たることを稲木庄について証明しており、その限り誤りはないが、文書様式上は、これらも八条院領と見た方がよいようである。稲木庄は別として、他の三庄は昭慶門院御領目録では八条院庁分であり、特に安摩庄は夙に鳥羽院より皇女八条院に伝えられていることを付言する。

相当の紙数を費消して蕪辭を連ねたが、或は著者の本意の理解の不足、或は私の表現の未練不備について、若干の不安を覚える。また部分的には論点が細部にわたった上、紙数を考慮して叙述を簡略化したため、読者の理解し難い点もあるうが、併せて御寛恕を願いたい。それにしても川島氏以下の四氏が、先度の論集に執筆していない新人であることは、中世史研究グループの層の厚さを示すものとして、心強いことである。且つ各自が独自の立場と方法で問題を追求しながら、全体として在地領主制、主従制、守護領国制、惣領制等の封建制研究上の重要な課題を共通の話題としているのも、同人的な研究方法の好ましい方向といえよう。部外者としてやや僭越の思いがないでもないが、編者が一応は研究グループを去られたのちも、相互の切磋によって、編者の希望する第三、第四の成果を公にされることを祈念する。(A5判三五二頁 昭和三九年三月 吉川弘文館刊 定価一三〇〇円)

(京都大学助教授)